



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

Fishery Historical Documents of Satsuma Domain, Ōsumi Kōyama, Kagoshima, in the Mid-Nineteenth Century

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋村,修, 野池,優太 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/00173543

薩摩藩領大隅・高山郷の近世末期漁業関係史料

*1 橋村 修・*2 野池 優太

地域研究分野

(二〇二一年九月一五日受理)

要 旨…江戸時代末期における薩摩藩の漁業と漁場利用に関わる史料を紹介する。本稿では薩摩藩の研究に大きな足跡を残した故・原口虎雄教授が筆写した資料のうち、研究の少ない漁業関係史料を解説・翻刻した。取り上げる史料は大隅高山郷（現在の鹿児島県肝属郡肝付町高山）の3点の文書である。史料1は文政年間の肝属川河口部の波見浦の漁業について記されている。史料2は安政3年ごろの内容と推測した。史料からは藍玉栽培の肥料を得るために野町の商人によって新規につくられた網をめぐる高山郷の浦方、藩の御手網（鰯網掛）とのやり取りがあったことがうかがわれる。

キーワード…薩摩藩、高山郷、漁業、原口虎雄

はじめに

薩摩藩研究に大きな足跡を残した故・原口虎雄教授（鹿児島大学）の蔵書である童虎山房は、二〇〇五年一〇月にご遺族より奄美市立奄美博物館（鹿児島県奄美市）に寄贈された。童虎山房には、原口教授が鹿児島県内各地の古文書を筆写した資料も含まれている。筆写資料の多くは、原口氏が原本のくずし字のまま筆写されたことを特徴としている。

筆者の橋村は奄美の歴史家・弓削政己氏、奄美市立奄美博物館のお世話で童虎山房の薩摩藩漁業関係史料の筆写資料の閲覧をさせていただく機会を二〇〇九年には得たが、史料紹介や研究報告ができないままであった。弓削氏は二〇一六年に逝去された。弓削氏として史料を残された故原口教授とご遺族をはじめ関係の方々への学恩を思うと、閲覧させていただいた史料を翻刻し研究することが責務と感じている。そこで、本稿では童虎山房に入る薩摩藩の漁業関係史料の研究の一環として、史料の一部を翻刻紹介していく。

*2*1 東京学芸大学 人文科学講座 地域研究分野（一八四―八五〇― 東京都小金井市貫井北町四―一―二）
東京学芸大学大学院 教育学研究科

童虎山房筆写資料の漁業関係分は薩摩半島南部の坊津のものが多く、大隅の高山郷の史料もみられる。原口虎雄教授は鹿児島大学水産学部¹に所属された時期もある。『鹿児島県水産史』の近世部分を執筆され、「列朝制度」(文化三年「諸浦御奉公并萬物上納物定」)の浦濱記載から県全体の状況を解明した。また、『坊津町郷土誌』や『高山郷土誌』の編纂執筆に従事された。そうした関係で、当該地域の漁業史料を調査された可能性がある。

薩摩藩の近世漁業については、薩摩半島の坊津や加世田(笠沙)、吉利の在地史料を用いた研究が蓄積されてきた。研究史については橋村を参照されたい。⁴近年、橋村は「旧薩藩沿海漁場図」と沿海漁場図記載の関係、藩直接経営の御手網、内之浦の定置網の解明を進めている。『笠沙町郷土誌』や『坊津町郷土誌』では進められているが、在地史料の翻刻などの基礎研究を進めていく必要がある。

本稿で大隅高山郷の漁業関係史料を取り上げる理由を述べる。大隅半島の近世漁業については錦江湾(鹿児島湾)に面する自治体史での言及があるものの、列朝制度の浦濱の概要紹介が多く、在地の史料を用いた解明はおこなわれていない。太平洋側については内之浦の御手網を取り上げた橋村の研究以外にはみられない。橋村は昭和初期(一九三二年)の『鹿児島縣定置漁業誌』に紹介されていた近世末期における内之浦の史料の現代語訳を取り上げたが、一次史料での分析をおこなっていない。在地に残る一次史料の原口教授による筆写資料を翻刻、紹介する意義があるといえよう。

今回取り上げる史料は、高山郷の漁業関係の記載がみられる史料1「文政九年戊二月 高山串良洲崎堀切一件古帳抜書」(高山町役場原本を原口虎雄氏が筆写)、史料2「高山波見浦網代場一件」(高山麓五社馬場の守屋泰造家文書から原口氏が筆写)、史料3「安政三年辰二月改 諸在方入附半縄勘定横折 鰯方掛支配人中」の三点である。

本稿は橋村修と野池優太の共著である。役割分担について説明する。近世史を専門とする野池は史料の翻刻と調整、当該地域の漁業史を研究してきた橋村は奄美博物館での史料撮影、史料翻刻入力と確認、「はじめに」「高山郷について」「解題」の執筆を担当した。史料翻刻は野池と橋村の共同作業、それ以外の箇所に関する見解の責任は橋村にあることを申し添える。

一 高山郷について

現在の鹿児島県肝属郡肝付町高山に位置する高山^{こうやま}の近世史料を用いた研究は、秀村選三氏、原口虎雄氏が進めている。とりわけ秀村氏による『守屋舎人日帳』の翻刻、『幕末期薩摩藩の農業と社会』に集成された膨大な研究により、近世薩摩藩領の郷土制度や農村についての解明が進められてきた。

また、高山郷は太平洋の志布志湾に面し、波見浦の豪商として知られた重家による海上交易などにも有名である。しかし、在地の近世漁業については、「高山名勝志」(高山郷から藩に提出した地誌書。文政7(一八二四)年)、「高山郷土誌」一九六六年に翻刻)の「雑事 洲崎」に海や川の漁業の記述がみられる。原口虎雄氏は『鹿児島県水産史』で高山郷の野町について紹介しながら漁業についてもふれている。

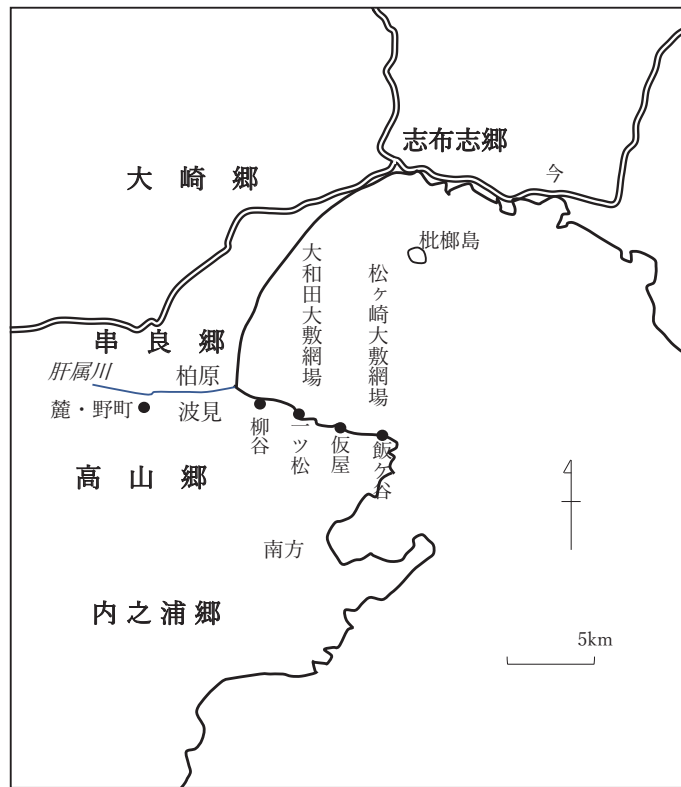
表1 文化三年「諸浦御奉公并萬物上納物定」

串良柏原	内之浦	高山波見	浦男女 人数
637 人	626 人	154 人	浦
28 人立	28 人立	40 人立	雇
24 人立	23 人立	120 人立	魚運 上銀
150 目	800 目	15 匁	漁師銀
□拾貳匁	無	無	

〔「内之浦町史」一九六六年、一二〇―一二二頁より作成〕

高山は肝属川の河口に位置し、志布志湾に面している(図1)。志布志湾沿岸の西側は砂浜海岸で漁場も砂地であり、現在、シラス船引網漁がおこなわれている。湾の南側は山がせまる岩礁海岸となっていて、定置網が設置されてい

図1 高山郷（現肝付町）の位置



る。図2は「旧薩摩藩沿海漁場図」（国文学資料館所蔵）の高山郷漁場図、図3は同図の波見浦付近の拡大図、図4は隣接する串良郷の漁場図である。図2には陸地の飯ヶ谷村（地百姓二家人数十一人 中宿五家人数二十四人）と飯屋村（地百姓十四家四十人中宿八家三人数五人）の前海に「松ヶ崎大敷網場」、陸地の一ツ松村（地百姓十家四十一人中宿八家二三人）の前海に「大和田大敷網場」がある。「高山之内波見浦 家数四十三人数百六十五人 中宿八家人数二十五人」とあり、波見川口、御番所、御普請水羽、河口の内側に「高山ノ内中嶋」が描かれている。湾に浮かぶ島は枇榔島である。図2高山郷と図4の串良郷の漁場図は志布志湾を含む同じ範囲になっている。高山郷（波見浦）と串良郷（柏原浦）の間では漁場をめぐる争論がおきていた。このことは史料1に詳しい。

図2 旧薩摩藩沿海漁場図 高山郷（国文学研究資料館蔵）

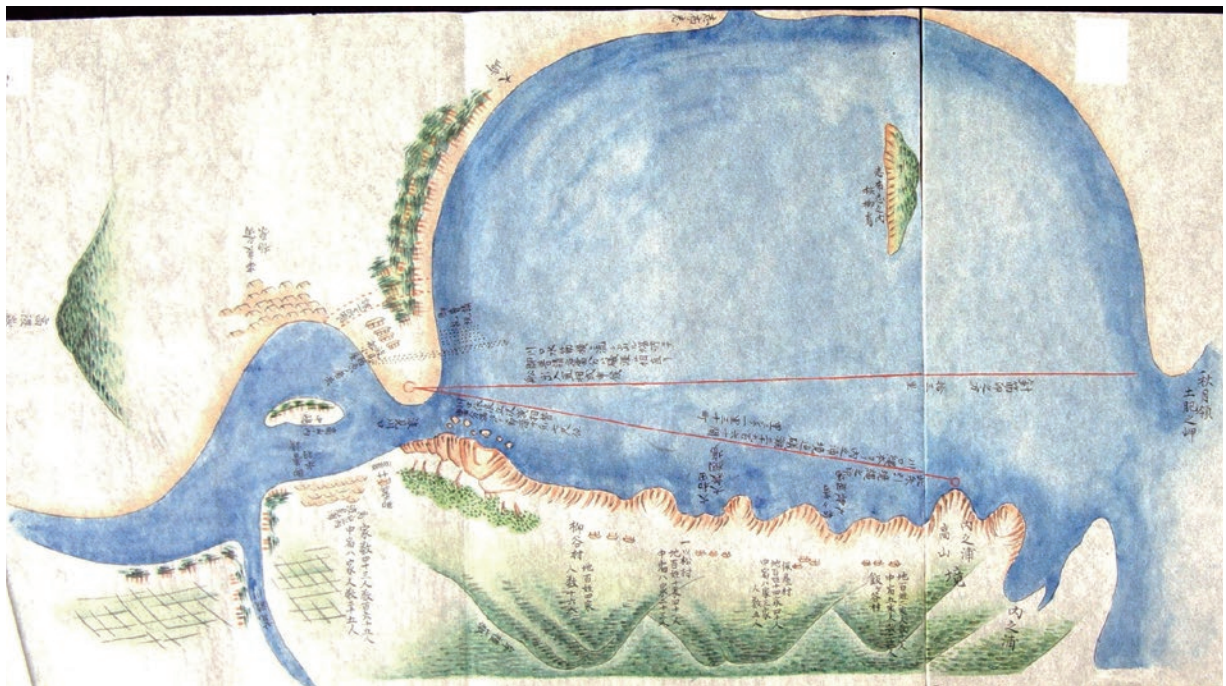


図3 旧薩藩沿海漁場図 高山郷の波見浦付近の拡大図 (国文学研究資料館蔵)



図4 旧薩藩沿海漁場図 串良郷 (国文学研究資料館蔵)



二 史料紹介

〈凡例〉

- ・翻刻に当たって漢字は常用漢字を基本とした。但しその他の漢字については旧字、異体字をそのままとした。
- ・変体仮名は基本的には平仮名に直した。但し助詞の「而」「江」についてはそのままとした。
- ・原文書における削除・訂正箇所については、とくに読解に必要な部分を【】で示した。
- ・原口氏による書入れは必要に応じて「」で示した。
- ・原口氏の書入れを踏まえて、一部読みやすいように編集を行った。また、文意が通じない部分であってもそのまま掲載した。

史料 1

文政九年戊二月 高山串良洲崎堀切一件古帳抜書

「文政九年戊二月

洲崎堀切一件

古帳抜書

高山」

洲崎境切百四拾六間之儀ニ付古来帳留并申伝等之儀有之候ハ、取調差出候様被仰渡趣承知仕左ニ申上候延宝七年当所商人ケ崎古川境ニ付御訴訟申上候日帳之内抜書写左之通御座候

一当所商人ケ崎古川境一件ニ付御当地江仔々参上仕居候節之日帳之内津口川筋方柏原地之方ニ少シ相掛り前々方網引申候津口は波見之内之由ニ付古来ニ柏原方と様子有之波見津口通シ申間敷由申付柏原地之内堀切候得共船之通用成兼波見方江改被申候而今迄相通由申伝候段右延宝七年未七月日帳之内江相見得申候

但日帳相添差上申候

波見津口御番所屋敷洲崎之地江元禄年簡(間)之始迄は為有之由申伝御座候処元禄十二年卯十一月廿一日高山串良境論所書物留之内江左之通相見得申候但本文串良高山境論所書物留此節相添差上申候

一波見津口之儀古来方高山之内之故御番所屋敷高山衆中屋敷大割帳ニ御座候事前行御番所屋敷之儀相見得申候ニ付万治二年己亥三月十九日大御支配所方被仰渡候御帳面写見合候処左之通御座候新切明屋敷七間^{八間}咄咄廿六歩 高山津口御番所右之通其節衆中屋敷帳内之末ニ外立ニ相見得申候享保御支配以来御番所屋敷無御座候寛延四年未十一月十二日 円徳院様御巡見ニ付二階堂林左衛門殿御取次を以高山噯江被仰渡候御書付之内高山波見村之内元津口高山境御茶屋相立候様被仰渡候帳留相見得申候元禄始頃之帳内江右州崎地江津口御番所有之候趣之書留見覚居候者御座候得共何帳内江為有之儀覚居不申折角相糺申候間見出シ次第差上可申候尤前條串良高山境争論之節高山之内は御番所屋敷を申出候儀其時分迄は右洲崎之地江御番所屋敷有之候儀者諸人慥ニ存居候砌ニ而夫故御番所屋敷衆中屋敷帳内江有之候儀を証拠ニ為申出答と奉存候

一右論所御裁断之願として同年十一月噯郡見廻行司鹿兒嶋江差越地頭江相付段々申出候処論所之儀は前々方之論地ニ而先頃之縄引も論違縄ヲ抑使より被引置候ニ付此節御絵図も其通御出来之答ニ而候得は境之儀は此節ハ不被成御究候間其通り相心得尤論所支配之儀は此中之通支配可仕由種子嶋彈正殿方被仰出候段元禄十二年卯十一月十二日御絵図方寄中取大馬場庄左衛門殿方被仰渡論所支配古来之通高山方仕来為申場所ニ而御座候

但本文之通論所之儀元禄以前方仕来之通ニ被仰付寛政以前迄は高山方支配仕旅船破船取扱も高山方取扱仕来申候尤右本文彈正殿方被仰渡候次第之書留此節差上申候

洲崎百四拾間之地先地頭代之初入部之節は城見分同格を以洲崎□場串良境御見分有来進來義岡彈正殿まで御見分有之候段左之通古帳之内江相見得申候正徳五年嶋津内記殿初地入日帳抜書之写左之通

一今日四ツ過小塚ニ而狩立御見分直ニ波見江御越津口御見分被成候右正徳五年地頭嶋津内記殿初入部之節与頭方日帳案文之内江相見得申候

但右日帳相添差上申候

享保十年伊集院藏人殿初地入一卷帳拔書写左之通

一 波見津口串良境巡見所人数見分波見江泊^ル

一 波見津口御茶屋三敷三間片平□□可被相調候腰かへ等之儀は此内□兵衛^ヲ惣左衛門殿江凡達置候間各相談之上可然様ニ可被相調候

一 御地頭様今日九ツ時分御出足被遊候御手道具鎗壺本長刀壺振ヅ箱并御茶弁当壺対御先供所衆中拾壺人ニ而波見津口串良境御見分として御越席ニ新留村之内小塚ニ而所衆中狩立御免被遊候

一 日和悪敷直ニ御旅宿勘兵衛所江御差入御休左候而津口江御出御茶屋鋪役上床造右衛門寄浦役見嶋惣左衛門^方□□重壺与提重壺与あん餅御酒差上候御供衆ニは手引ニ而あん餅進セ御酒振舞候右四ヶ條享保十年巳正月御地頭伊集院藏人殿初地入一卷帳と有之候帳面之内江相見得申候

但本文日帳相添差上申候

寛延四年義岡彈正殿初地入并

円徳院様御巡見方日帳拔書写左之通

一 当冬中被遊 御光越候ニ付御道筋為見分被差廻候中通御目附衆洪谷半左衛門殿御徒目附鎌田治兵衛殿地方抑は川上嶋右衛門殿内ノ浦江□被為差越内ノ浦^方串良柏原江御差入ニ而候ニ付波見村之内町江待居候処今日八ツ時分被成御差越直ニ柏原浦江御差入被成候ニ付波見浦正太郎所江御立宿申付置吸物取肴焼酎差出七ツ時分串良柏原浦迄繩引高山之内波見津口道渥^方川畑^{此所共付二候而六間文字不相符候}川畑^方串良境迄百四拾間柏原方川渥堀切之元迄引終彼^方之方^方嘸町田休左衛門横目萩原正藏其外役ニ出会有之候此方^方嘸山之内甚右衛門与頭日高武兵衛横目兎玉次郎左衛門立会候尤庄屋代切□式人罷出候

一 波見串良境御見分として御地頭様四ツ時分御出足被遊御先定御供拾壺人嘸山之内甚右衛門与頭山下彦兵衛御供仕候

一 今五ツ時分被遊御立波見津口串良境御見分被遊候波見浦正太郎所ニ而かさめし彼ノ御銚子差上候外ニ吸物兩度差上候

一 洲崎ニ而引網御挽被遊候肴取得不申候事

一 網引子之者共江青銅百疋御地頭様被下事

一 波見村之内元津口高山境

一 御茶屋

但二階堂林左衛門殿^方御通路筋諸所地頭方江被仰渡候御廻文留之内ニ相見得申候

一二本松御茶屋 一野崎村こも添御茶屋

一 波見村之内本津口御茶屋

右は拙者此程見分ニ差越候節御立場致見分調候様申渡置候先達而被仰渡置候通御茶屋ニ相調答御座候近日右諸所被差越候此段為心得早々申越候

但此書付色（志カ）布志ニ而可被留置候

御普請奉行

日高六郎右衛門

未九月廿日

右諸所

嘸中

一 今日野崎村こも添波見村本津口番所御茶屋御普請奉行野町四ツ時分ニ御立被成所役々柏原善右衛門山下彦兵衛兎玉次郎左衛門富加見周兵衛兎玉順右衛門□合役伊地知藤左衛門惣大工二見仲兵衛同道いたし両所御茶屋見分相濟波見村ニ而茶飯差出候

右九行寛延四年未七月 円徳院様御巡見ニ付（虫損）地頭義岡彈正殿初

地入方諸書付日帳之内江相見得申候

但本書日帳相添差上申候

寛政年簡（問）入与之節御座（候脱カ）御糺ニ付役々申談候帳面之内拔書写左之通

一 寛延四年未冬 円徳院様被遊御巡見候前以中通御目附洪谷半左衛門殿御徒目附鎌田治兵衛殿地方檢者川上嶋右衛門殿被差越高山串良境繩引有之候高山嘸山之内甚右衛門与頭日高武兵衛横目兎玉次郎左衛門串良嘸町田休左衛門横目萩原正藏其外役々出会ニ而未七月五日波見津口道渥^方川畑^方串良境迄繩筋百四拾間堀切之元迄引終候其節応答之諸書付有之候事

一 御巡見之節堀切之所江高山方境木相立候境木方申良柏原御茶屋迄式町三拾間
柏原御茶屋方大崎境迄三拾三町四拾九間有之候段申良嘸小野田与平次方被申
越候書付有之候事

但右本書此節相添差上申候

一 洪谷半左衛門殿其外御見分之節は波見川口御渡二而御船方直二申良之内江御
上り場有之筈之御見賦二而候故高山申良境木も御目掛之所江被召立候夫故堀
切り川岸之上江境木立所被召定置候処 御通行之前日申良役々迄二而御上り
場相替堀切方波見浦之方高山支配之所江御上り場申良方取替候段波見浦方申
出候二付高山方差咎目候処只今二相成又々御上り場調替候而は最早御通行二
差掛難調得候二付申良方相調候御上り場方御通行有之候様高山江向合可申越
旨申良御地頭代御用人二階堂林左衛門殿方被仰趣を以衆中兩人申良役々方被
差越候二付高山役々承達し洪谷半左衛門殿江其段申候右二付而は御案内境木
本迄高山方可致候間其通被相心得度候旨右之衆中兩人江申達置候事

一 御上り場申良方俄二相替候儀二付洪谷半左衛門殿為御見分被差越境木建所五
六間東之方御目掛二被召置御案内次渡之儀は境木渥 御通筋方東之方海手江
相拵少し境□越シ候所二而申良江次渡候様被仰渡申良嘸町田安之丞被召呼右
之段被仰渡候高山嘸柏原善右衛門則座二罷在故善右衛門方も其趣を以申請置
候事

一 御通行之節は高山衆中二十人川越二罷在御都合宜 御渡相濟半左衛門殿御差
図之通御案内請取渡有之候事

但円徳院様御巡見方帳内江御座候

右五行寛政入与二付古来申伝又は古帳面見合役々申談候節之書留之内江相見
得申候二付右本書段々相札申候処高山洲崎境方申良柏原御茶屋元之様道法付
之向合状之儀は見出申候二付此節差上申候

一 前二も申上候通 御通行筋繩引後右境丁木調方二付入用有之高山堀切洲崎境
方大崎境迄之間町数相札何分為相知呉候様申良役々江尋越候処左之通申良方
返答書付を以承届置申候

覚

一 爰元柏原洲崎境方 御茶屋迄道乗式町三拾間

一 柏原御茶屋方大崎境まで之道乗三拾三町四拾九間右は此節 御巡見二付丁
木相調方二付御方境方大崎境迄之間数相札可申越旨御向合ニまかせ右之通相
札差越申候以上

未

申良嘸

十一月廿日

小野田与平次

高山

嘸衆中

右之趣二而は堀切境と申文字相見得不申候得共前以及方役々立会堀切之元迄
二而境繩引終其以後右之境方大崎迄之町数尋越申越候処右之通洲崎堀切方申
良柏原 御茶屋迄之間数取分大崎迄之道諸相札返答仕候二付其時分迄は申良
二も右洲崎堀切境之儀は落着仕居為申筈と奉存候

一 右二も相見得申候通 円徳院様御巡見御通行二付而は□と御役々被差廻 御
通行筋以境御見分被成右之境之所江は丁木被召立格別成御事御座候得は其場
之御都合を以他郷之内江郷境丁木被召立奉帰 御上免二候儀は□□も御座有
間敷と奉存候右繩引之節は申良高山役之立会其上御役々衆御見分二而境繩引
有之丁木立所為被相窺置事御座候得は若其場之御都合を以境被相究候二付而
は後年為無間違書留等も仕置右 御通行以後丁木被捨置後年不紛様仕置申筈
と奉存候爰元之儀は御通行筋御見分御役々衆御引取後二階堂林左衛門殿方御
廻文を以波見村之内元津口高山境御茶屋と被仰渡候二付右之趣二而は元津口
御茶屋之所高山境之様二相見得申候二付其節之役々方元津口高山境と御書付
二御座候得共波見津口元番所高山之内二而御座候段為申上向二相見得申候右
御廻文之文面二而は 御茶屋場之所以後高山境二相紛候儀□遣二奉存左之通
為申上筈と奉存候

但本文境木之儀は寛政入与以前迄は境木有之然処柏原江氣拔者罷居引例薪
二仕候由寛政入与之節古老之者共方申出候書留御座候右境木有之時分迄
は境之儀は双方浦人も能存毎日双方方獵方二罷出紛も無之事二而丁木相
積候而も左迄立替等之□善も不仕時分二而夫故否二召置為申筈と奉存候

寛延年中義岡彈正殿方 御差越前以段々御糺有之夫ニ付所方申上候書留之内左ニ申上候

御巡見ニ付御伺書

一波見村之内本津口高山境と御書付ニ御座候得共波見津口本番所高山之内ニ而御座候先頃渋谷半左衛門殿御差廻之節本番所ニ 御茶屋之場御見分被成候此段御伺申上候

但本書相添此節差上申候

覚

高山波見津浅ク有之二付而古川筋此節堀普請可被仰付候間何歟所障は無之や之由被仰渡候処右普請被仰付候得は御新田并船繫場障ニ罷成之由各方被申出候先被留候間左様ニ可相心得候此等之旨御差図ニ而候以上

午十月廿九日 諏訪仲左衛門

高山申良

噺中

此状忝通高山申良噺方江差遣候間急使次第可被差越候但高山方見届申良江可被次渡也

午十月廿九日 御国遣座

新納近江殿

右本文之内古川筋と申所相見得申候ニ付相糺申候処中嶋北迦方東之方江見渡洲崎堀切ニ相当候所往古方申良高山境と申所ニ而御座候左候而古川筋と申所津口川筋近辺江当分無御座依之浦人参得申候ニ付吟味為仕申候処ニ当分堀切リと申所其砌迄は古川之旧路能相知彼之所を古川と其時分相唱為申ニ而は御座有間敷や右堀切之所堀方被仰付候ニ付而は自然と船置場も浅罷成可申尤申良之内水神原と申所江田地有之候間大風等之節は彼田地江直ニ大波打上ケ可申候ニ付田地船置場差支之御訴訟為申出筈御座候当分ニ而も川口源堀方被仰付候ニ付而は田地差支も相見得不申猶又船出入も宜敷罷成申筈と奉存候間右ニ付而は堀切之事ニ而は御座有間敷や之段申出候

一延宝七末年商人ヶ崎古川境ニ付鹿兒嶋諸日帳之内江津口諸船出入改此方方相

勤候段書留御座候

但右船出入改ニ付而は其以後申良依頼双方改ニ被仰付候由申伝候

波見浦人獵方ニ相掛候帳留并申伝之儀左ニ申上候元禄以前波見江御番所被召立候時分魚獵無之浦中相勞 御登リ立浦加子出銀上納方も難渋罷成夫故浦人申談七反帆壹艘浜之十郎右衛門格護仕罷居右船江御米積方被仰付被下度段願出候書留左ニ申上候

乍恐奉訴波見浜之儀小浦ニ而頃日獵も然と無之皆々疲入殊ニ近年御番所被遊御立候得は諸事御奉公方多罷成尤内之浦江被遊御通御廻状無間も□□共二五里之山越持届弥浦浜中疲入申候然は毎年諸浦并ニ御上洛立之浦加子可被仰付近年は出銀も不罷成候故無是非借銀を以当年迄は御奉公相勤申候右□□御座候得は皆々身上逼迫仕及飢躰ニ罷成依夫浜中桿寄相談仕候は当浦江七端帆壹艘浜之十郎右衛門格護仕罷在候彼船御米十年無遠近積石被仰付被下候ハ、左様運賃を以一年ニ浦加子之内式人ツ、十年ニ式拾人相立申筈ニ浜中方十郎右衛門方江内々申談候得は十郎右衛門方茂浜中奉願筋ニ御米被仰付被下候ハ、御上洛立之加子之儀亦是浦中之儀ニ而御座候得は□□ニ相立可申通被申候左様ニ被仰付不被下候得は当月方及飢躰ニ罷成候条奉願筋ニ被仰付被下候様ニ被仰上可被下事偏ニ奉頼上候以上

波見浜中

与頭 久右衛門 印
右同 津兵衛 印
戊八月十六日 船主 十郎右衛門 印

右之□別儀無御座候由承届申候条御船手江可然様被仰上可被下事奉頼候以上
戊八月廿日 浜役 武元六左衛門 印

御噺衆中

右申出候通波見浜之儀は小浦ニ而殊ニ近年獵無御座浜人共方入申出筋別条無御座候何歟浦中獵之外持等無之候処ニ而御座候得は奉願通御免許可被下事奉頼候以上

戊 九月八日 噺 四人
御船奉行所

但本文之通当浦之儀は以前方獵方のみニ而渡世仕其砌不獵ニ而浦中困窮仕

右之御願申上御訴訟為申上筋ニ相見得申候

元禄年簡(間) 縄引後波見浦之者共綱引いたし候書留并申伝左ニ申上候
 一津口川筋方柏原地方ニ少シ相掛前々方綱引申候津口ハはみの内之由ニ付古来
 ニ柏原方と様子有之波見津口通シ中間敷申候ニ付柏原地之内堀切り候得共
 船之通用成兼又々波見方江断被申候而今迄相通段延宝七年之帳留ニ相見得申
 候ニ付此節右帳面差上申候

覚

此節綱引之儀申渡置候取調魚見届として衆中兩人ツ、毎日検夫申付候魚取場
 之魚数検者衆方江見届有之候様可被申出候尤浜中無油断魚獵ニ罷出候様稠敷
 可申付候若緩せ有之候ハ、検者衆も可被申出候間後日非分可申渡候条可念入
 候以上

申五月十一日

噺所

はみ浜

与頭中

右は元禄十七年申正月 大玄院様御光儀ニ付案文帳と有之候帳内江相見得居
 申候

円徳院様御巡見之節地頭義岡彈正殿初入部有之其節波見浦之者共綱引いた
 し候儀左ニ申上候

一洲崎ニ而引網被遊御挽候然共肴は取得不申候事

一阿(あ)之引子之者共江青銅百疋御地頭様被下候事右は寛延四年未七月 御

巡見ニ付諸書付日帳有之候帳内江十一月十七日之座江相見得申候ニ付此節本
 書相添差上申候

万治二年

一高山浦町屋敷帳写

合立網三帖 合引網式帖

合手繰網四帖 合川網壹帖

寛文十一年亥十月廿五日

一高山波見浦人数船網改帳留

引網三帖 手繰網三帖

卯四月九日

一波見浜船數網數差出

合引網三帖 合手繰網四帖

合立網式帖

貞享二年丑十一月八日

一高山高揃并諸物品付帳

引網三帖 手繰網五帖

立網四帖

右之通古帳面之内江相見得申候ニ付本書相添差上申候

一右之通万治大御支配以来方之帳面ニ相見得申候其以後是迄網數之増減は時々
 ニ而相替候得共今以右之引網所持仕来申候右網數之内川網引網之外は都而沖
 漁場ニ相用候網ニ而御座候処万治方元禄之【】前後迄は大船壹艘も無御座
 漁獵迄を以渡世仕来不獵之節は右之申立を以御訴訟等申上候書留段々御座候
 ニ付沖間漁獵第一ニ為仕方ニ相見得申候左候得共入組等之儀到來不仕其時分
 迄は獵場界正敷相立双方浦人古来之境ニ落着仕居互ニ界越等仕候節は境を越
 へ候者之無調法ニ相成当座限ニ争論相濟為申賦御座候然処宝暦之末ニ而も御
 座候や波見浦江大船造立仕天明方寛政ニ至リ漸々大船多罷成小浦ニ而人勢無
 御座漸々魚獵稼薄罷成寛政入組前四ヶ年程引網も中絶仕候程之事ニ而沖間漁
 獵は猶又疎遠ニ罷成申候夫故沖獵場之界越等相咎目候者も無御座其上寛政入
 組之節向後異論ケ間敷儀共不申立様分而被仰渡去ル卯年御見分已後は古来申
 伝等御構無之網引揚相合網代ニ被仰付置候ニ付獵方ニ付波見浦より差起り論
 ケ間敷儀共一切不申立様稠敷申付置候ニ付沖獵場迄も是ニ準シ高山辺□□辺
 迄も柏原方勝手次第漁獵仕候得共相咎目候儀一切無御座候ニ付当分ニ而は獵
 場界申伝迄ニ相成柏原之者共ニは柏原方見得掛ヶ都而柏原獵場之様ニ相考候
 方ニ相見得申候柏原浦人共右通取違居候故御厄害筋度々致到來候ニ付右之次
 第役々方得と申間置様安田善左衛門殿方申良役々江度々被仰間置候処海ニ境

は無之ものと、是迄相心得罷居候段申良役々々申出候段申良役々々例席之節喜左衛門殿方承知仕置申候

一去卯年御役々御見分之節は古來申伝等御構無之現在の御取扱を以相合獵場被仰付事候得共古來方之獵場界何方ニ而候や之旨御目付廻状善左衛門殿方御糺有之候ニ付堀切方柵榔嶋等二目当仕來候段申出候処御見分有之於堀切之場所中嶋之地形被成見渡中嶋之儀は高山之地方ニ而候得は中嶋之北脇方此所江相并候故古來獵場界ニ相定リ候筋ニ相見得候是方角掛柵榔嶋之等ニ見渡候得は高山申良地方之遠近無親疎相見得候先日立会見分之節壹番網代方式番ニ相掛高山海路ニ相違有之間敷見及候儀當然之所ニ候段被仰被召引候宿主之新五郎江只今之見成を以絵図書調候様被仰付新五郎方龜絵図相調差上置申候

高山申良二筋繩論所御裁断之願申上候筋種子嶋彈正殿方此節は論所御片付無之候ニ付支配之儀は仕來之通可仕旨被仰渡候御書付有之候ハ、可差出御書付無之候ハ、右書留之古帳可差出段被仰渡糺方種子嶋彈正殿方元禄十二年被仰渡候次第申上置候

一去來獵場界之儀は洲崎堀切之本方柵榔嶋之等見渡候所惣以前は境目当正敷双方浦人も能存罷居候事ニ而其境を越候有無を爭論仕候迄ニ而本界相定リ居候故乗越し候者之無調法ニ相成犯否相受候上は当座ニ而事相濟候故入組等之御厄害ニ罷成候儀到來不仕自往古寛政入組之前迄治定仕居為申由御座候処波見浦網持次右衛門亡親三五郎網引候節柏原之者其境越仕互ニ及爭論柏原之者其方網之繩を切放し候儀ニ付波見浦之方方津口詰之藏方目付衆江申出候処柏原網方之者共被招呼糺方有之兩日程相掛無調法之断相濟候儀有之候段寛政入組之節右三五郎男子之次右衛門并同浦之六兵衛其外古老之者共方申出候ニ付其節之役々々右之年簡(間)并津口詰藏方目付衆名前等相糺候得共数年ニ相成委(細脱カ)相知れ不申候ニ付寅十月十七日高山申良役々出会之節右趣申良役々江尋方仕候処右之一件有之津口詰藏方目付衆より御呵有之候段は其頃噂承居候得共其節不携事ニ而究而之儀は不存候段申良横目付之下休藏方返答仕候ニ付右之趣を以寛政七年卯三月廿五日御船手江申出候書留御座候右書留之趣ニ而は右之三五郎網引候時分迄は海境正敷相知居候故境越之爭論も為仕賦御座候右御船手江申出候書留之写相添差上候

一去卯年御見分前申良方御船手江差出候獵場絵図依願高山江写方被仰付置候処

波見川口白洲方柵榔嶋江向候而高山網置出候方ニ相見得候段右絵図面ニ相見得申候右ニ付而は申良之方も柵榔嶋目当ニ獵方仕來候筋ニ相見得申候寛政入与方去卯年迄之申良申出ニは堀切と申所申良江は無御座高山網引場は波見地続之所江別ニ白洲有之其所方網引仕來候筋ニ申出候去年安田喜左衛門殿御糺ニ付高山江白洲無之堀切之地名も高山申出ニ相違無之段明白ニ相知れ為申事ニ御座候夫故右通川口白洲方柵榔嶋江向ケ絵図差出為申等ニ御座候左候得共柵榔嶋目当之儀は高山仕來ニ相替候儀無之方ニ相見得申候右は此節段々之御糺方被仰渡趣承知仕古帳相糺申候処右之通御座候右書留之趣ニ而は洲崎堀切之本迄は元禄繩引より前は高山之内ニ而為有之方ニ相見得申候処繩引之節何故繩外ニ相成候訳未相知れ不申候高山申良境之儀ニ付而は古來方之論地ニ御座候ニ付一旦繩外ニ罷成候上は網引其外高山方差構候儀一切相調不申答御座候処元禄十二年論所御裁断訴訟方纔々五六ケ年目之時分元禄十七年 大玄院様御光越之節波見浦江網引申付候儀有之其後二も引続寛【政】延年中 円徳院様御巡見之節地頭義岡彈正殿網引見分有之波見浦網引子中江青銅被下置候書留御座候元禄繩引方 円徳院様御巡見迄は五拾二三年ニ相成候賦御座候得は高山申良共ニ存生之者も有之繩引已後論所御訴訟等申上候儀を一統申伝候賦御座候処渋谷半左衛門殿高山役々出会を以洲崎繩引之御見分有之万端御差図有之候得共申良役々方申分仕候儀も無御座互之書付応答ニ相滞候儀も相見得不申候左候而高山方建置候境木も梶捨リ候程ニ相成居為申由御座候然処引折候者有之波見浦方其沙汰仕候得共柏原江気拔者有之引折候而持歸リ薪ニ召仕候段柏原方挨拶仕其俣ニ而相濟居候由波見浦古老之者共方寛政入組之時分役々承置申候右ニ不相限異国方出張所破船取扱等之儀前々方高山支配仕來候故寛政入組前迄ハ波見柏原浦人堀切迄之間は都而高山之内と相心得罷居候故入組前年丑五月十七日迄は高山網引場江柏原之六右衛門網引仕古來方仕向を以波見浦役方江部一差出申候右ニ付而は元禄繩引已後寛延迄之間ニ洲崎仕向之儀被仰渡候御書付も有之右通無異論致治定居儀も可有御座候やと吟味仕糺方仕候得共未其儀も見出不申此段何御糺申上候以上

戊二月十二日 郷士年寄 伊東敬藏

御記録所

覚

波見津口御番所跡地ニはみ浜之三之介罷移度由ニ而御番屋入札落札ニ而代銀上納相済候然ハ右路地御番衆ニ付相伺申上度候所衆中屋敷帳之末ニ御番地書記有之候式反不相知候間御書写可被遣候当分番所地式畝程有之候書記有之候畦反ニ引合候ハ、可申上候条早々書写可遣候 以上

五月二日 日高新左衛門

吉田藤兵衛殿

山下筑左衛門殿

追而別紙式通遣し申候間思召寄可被仰聞候

口上書物

高山波見津口御番所去四月被召立御番衆兩人

壹人被仰付

御越被成候ニ付□は相勤申候 然処ニ波見津口儀は

得ハかけて相勤申儀不罷成

壹里余之所ニ而

高山方遠所之儀ニ御座【掛テ相勤申儀難叶御座候ニ付】

ニ付混と相詰罷居候ハ、【然処】依之

□は右自身賄方等仕儀不罷成ニ付水夫之儀被申

相談仕

出候ニ付【依之】郡見舞方江申渡諸役々水夫壹人当分迄ハ

相勤申事ニて左之処ニ郡見舞衆方【御取】御殿役座江

雜然永ニ右之□ニ而も不相調儀ニ御座候得共御手形申請度

水夫御免手形之儀被申上候得ハ御国仕座江申上波方方

奉存候此等之旨水「」前□□之□御次出をも被成被下度

御下知可有之候水夫左候ハ、御手形御出可被成由候□夫

奉存候左候ハ、御国遣座之【御□者衆へ相付御訴訟可申出候以上】

地頭方江申入候得ハ右津口御番衆江相付申上候ハ、相違

申上勤度之為御申上被成被下事奉願候以上

可申由被申付候間急度相達申様ニ被仰上可被下候左様ニ

無御座候得ハ□者相勤申様不罷成儀御座候条偏ニ

奉願候以上

但消墨之所は本之俣消置申候

未正月十四日

御番衆中

嘜

覚

一黒次網壹房

一赤次網壹房

右は波見津口為御用心被召置候処ニ相積シ其段被仰上新網被仰渡候故右古網式房柏原船山川江相廻等候ハ、其船ニ積廻シ候様ニと御船手方被仰渡候通御引合承候ニ付其段被申渡候得共内場江相廻シ申船当分無之由申出候条為御納得如斯ニ御座候

丁六月三日

小田権左衛門 印

高山

嘜衆中

立紙包壹通

右は此節御番所慮之敷替ニ付客屋代敷坂元弥平左衛門殿より各我々江被替越候ニ付持遣申候間御免可被成候左候而各御見分ニ而古慮之入札ニ持物ニ罷成候由候間各御前方高山中ニ入札仕人は来ル廿二日切ニ行様ニ可被仰渡候尤各様廿二日ニ御越被成御見分可被成候以上

亥十二月十八日

波見番所

御嘜衆中

返証文

串良 波見浦之半兵衛

拾九石積壹艘 網付

右は爰元柏原之勤之□方江船札相添為壳渡候由ニて住除証文此方帳面ニ書越

申候条返証文如此ニ御座候以上

申十二月十八日

嘸 木脇種左衛門

高山

御嘸衆中

返証文

串良 柏原浜之 源助

拾三石積船壹艘

右は御方波見浦之次兵衛方ヲ網付用として買取御方住除証文此方帳面ニ書越
申候条返証文如此御座候以上

亥三月九日

柏原浦役 奥佐次右衛門 印

嘸 池田六郎右衛門 印

高山

御嘸衆中

覚

串良

船主波見浜之善兵衛

七石積船壹艘 網付

右は此方柏原之孫右衛門方江買取候由御方住除証文此方帳面ニ書越申候条返
証文如此ニ御座候 以上

酉三月廿五日

嘸 木脇種左衛門 印

高山

御嘸衆中

返証文

大崎

五石積船壹艘 網付

右は其元波見浦之嘉衛門船爰元町□（領カ）右衛門より船札相添買取申候ニ
付除証文被仰越此方帳面書越可申候 以上

未閏 正月廿五日

浦役 近藤六弥 印

高山

浦御役人衆中

覚

一 鰯 五拾 鰯 四拾八

一 かこかいと壱貫内ニさゝい九貫入

一 磯かき参拾盃余

石かき之儀此中なみニ打起少シも無御座候夕部方今朝迄私抑は仕すませ申候
得共石こまきは石之はさへニ而取調差上申候御用ニ相立かきニ而は無御座候
得共先持を申候

一 引あみ式帖はとちきり召置候ニ付手くりあみ式帖今日出シ申候間いとより小
鯛之類取調候次第第二早々持遣申候間左様ニ御心得可被下候其外何歟御用にて
御座候ハ、可被仰付候以上

戌九月十日

大田次兵衛様

乍恐口上書を以申上候

此節高山之内松山申請度願上候者有之由今日粗承知仕右ニ付乍早束（速）左
ニ奉訴上候

一 波見方辺田之間数り松并亦一松迄申請方江御免被仰付被下候而は当浦之儀当
分大小船三拾艘罷居申儀ニ候得は先年ニ相替□絶之時節ニ御座候故本木申請
右船ニ作り替并修甫等相調不申儀ニ奉存候尤大小船共御用船相勤申儀ニ御座
候得は波見方辺田之間被召除置被下度奉訴上候左様無御座候而は近年中ニ船
職取止申方外無御座候間何とそ右之御取分を以被残置被下度一向奉願上候
一 浦中之儀各様御存知被遊候通当浦之儀作職場所も無御座魚獵本として渡世仕
続為申場所御座候処拾七八ヶ年以来樵木山仕続繁栄之時分方魚獵一円無御座
奥山ニ而は御座候得共打続不獵ニ付而は当浦并近浦迄も山黒ミ薄ク成ル謂ニ
而可有御座やと奉存候其上此節右波見辺田迄之松山申請ニ被仰付被下候而ハ
専海島筋ニ相掛り猶以魚獵寄方無之積ニ浦中申談此度之儀は船持共同前ニ奉

訴上候

右は近年不獵打続困窮仕浦中之者共大小船賃取稼を以御厄害をも不申上浦并之御奉公相勤次ニは家内介抱は仕来申候処ニ右兩条之場所申請被仰付被下候而は差当り船作り替ニ【付】差支且又松山之儀外木ニ相替黒ミ強ク海移別而宜御座候ニ付何れの筋被召残置下度奉訴上候左様ニ無御座候而は増々魚獵寄方ニ差支猶以浦中勞入早束（速）方御厄害申上候儀乍恐案中ニ奉存候間御吟味之上何とそ先様浦立候様ニ被仰付被下度幾重にも奉訴上候条右之趣を以宜被仰上可被下儀奉願上候以上

丑二月十六日

波見 浦中

右同 船持中

弁指 長八 印

浦

御役人衆中

右申出候通承届別条無御座候奉願通波見方辺田之間被召除不被下候而は差当り差支漸々とは難浦立儀罷成可申奉存候間浦并船持共奉訴通被仰付被下度奉存候 以上

浦役

成合佐左衛門 印

丑二月十六日

御嚶衆中

「昭和卅二年四月廿五日朝九時 雨 法制史学会上京の前

高山町役場原本ニヨル

原口虎雄」

史料2

高山波見浦網代場一件

「表紙原口仮題

高山波見浦網代場一件」

口上覚

高山

爰許波見浦江此節上総伝大網凡そ片手之方式拾丁余も有之地引網御下渡相成同浦之者共江願通支配被仰付取得之魚類油證方仕干粕相増百姓共田地御趣意之程厚汲交折角精漁為仕申候然処同浦之内松ヶ崎江網代場有之先年方野町人伊兵衛大敷網敷入方仕魚類大小相応之漁得取有之候ニ付是亦浦中方敷入候様被仰付候ハ、鰯類は勿論大振之魚類も胃頭は油證方仕干粕尚亦相増所中一統為筋罷成可申候尤右網代場開基之次第は同浦之佐兵衛并右伊兵衛網敷入取得之魚類胃粕藍玉所々御用御買^(マ)被仰付度奉願候処午年方願通為御試シ敷入方御免被仰付壹ケ年は右兩人相合ニ而敷入方仕候得共佐兵衛儀其後病死仕当分伊兵衛壹人ニ而敷入方仕来候処野町人ハ人ニ而敷入浦中之為筋不相成訳を以合力銀三四拾兩ヲ差出呉様願出趣有之伊兵衛并町役浦役弁指共召寄相当之合力銀吟味いたし双方契談仕候様所役方申達候処伊兵衛方方漁得之有無ニ不抱年々金子拾九兩ツ、合力銀差出筋ニ相聞其段御届申上候処御吟味有之漁方ニ付而は兎角浦人共方鋪入いたし候儀当然之事候処野町【人】は壹人ニ而無年限致敷入候ニ付向違之儀併伊兵衛事網代場開基其外枚松仕立候訳合も有之筋相見得ニ付御取訳を以去ル戌年方五年所役々申出候通伊兵衛方方鋪入候て合力銀差出候様被仰付方ニも可有御座候や左候而年数筈合候上はおのつから浦中方鋪入候儀当然之事候間猶亦其節得と致吟味申上候様仕度併何分御沙汰次第奉存候段御申出ニ相成候処其通被仰付候段被仰渡趣承知仕居去ル寅年迄伊兵衛方鋪入方仕年数筈合申候処亦々伊兵衛方方今一往御免被仰付置候様願次申出浦中方も鋪入度願出所役々吟味仕候得共何分難聞双方共次書仕御吟味次第被仰付候様申上候処一方ニ取究申上候様承知仕候付開基等訳を以今一往伊兵衛江被仰付度申上候処合力銀旁先仕向ニ而亦々去卯年方先五年御免被仰付候段去ル寅正月以御証文被仰渡趣承知仕候然而は御免年限之内之事ニ而近頃恐至極奉存候得共右伊兵衛儀は是迄漁得を

以質屋職并油屋迄も致商売相応之身上罷成候得共浦方ニは年々相勞浦并（並）之御奉公も難相調程ニ罷成殊ニ此節願通前文太粧（多少カ）之御網支配被仰付候ニ付而は尚又得と吟味仕候処追々御網取繕方網子□□旁諸失脚も過分ニ相及可申支配人共ニも困窮もの共ニ而御座候得は万一不繰合等ニ而御網運兼候時宜も難計奉存候間追々御厄害筋等申上儀も御時節柄奉恐入候伊兵衛方年拾九兩ツ、合力銀差出事御座候得共、纒計之合力ニ而御網諸失脚等江差事申程之儀ニ而も無御座候ニ付右松ヶ崎網代場浦中困窮其上御網等支配被仰付候御取訳を以当辰年浦中一統方鋪入方仕候様被仰付被下度奉願候左様御座候て前文申上通鯛類は勿論鯛類迄も冒頭は可成丈油証方仕干粕出来高相嵩ミ作人共肥用行渡候様精漁為仕可申候左候て支配人は勿論浦中一統進立双方漁得之御蔭を以潤付追々浦并（並）之御奉公相勤且は御網代銀返上方之儀も無口能相調可申候当浦之儀往古方支配仕居候洲崎漁場等も文政年簡（間）以来串良江被下付外ニ漁場等も無御座浦人共漁方之稼毛頭相調不申候処方近年別而差勞難浦立罷成候ニ付何卒奉願通右網代場浦中方鋪入候様被仰付度奉存候此等之趣被仰上可被下儀奉願候以上

御手許計

鯛網掛浦役助

吉川五左衛門

御手許計

鯛網掛

浦役

永井全部（主計カ）

右同

横目

守屋泰造

右同

郷士年寄

宇都宮連正院

御船手

口上覚

金子六拾兩

但利五朱

右は爰許波見村之内松ヶ崎江野町人伊兵衛依願大敷網鋪入方仕居候処此節波見浦江大地引網御下渡相成無拠訳合ニ付右網代場浦中方鋪入方仕候様御願申上候儀は先達而御船手江相付奉願通御座候然処藍玉所江相付去ル寅年方右伊兵衛金子拝借仕居返上殘金本行并但書之通御座候由承届申候然而は右之網代場願通浦中江鋪入方御免被仰付候ハ、右拝借殘金元利儀も浦中の方都而引受来ル午年迄伊兵衛返上仕向通無相違返上為仕可申候間何卒奉願通御免許被仰付被下候様被仰上被下度奉願候以上

御手許計

鯛網掛浦役助

吉川五左衛門

右同

辰二月四日

浦役

永井全部（主計カ）

御手許計

鯛網掛

横目

守屋泰造

右同

郷士年寄

宇都宮連正院

御手許計

鯛網掛

御役々衆

口上覚

高山

高山

爰許波見浦松ヶ崎網代場浦中江被仰付候様先達而方奉願趣有之候処年数筈合ニて上はおのつから浦中の方鋪入候様可被仰付筈候得共御年限中相当之金合力銀為差出候而如何可有之や得と致吟味伊兵衛ニも申論候様内々被仰奉趣承知仕得と吟味仕候処年分網子□□は勿論御網取繕方旁過分之失脚□面仕候得は式百両以上ニも相及可申候得共格別過当之合力申掛候も無覺奉存候併百五拾兩丈は合力仕不申候而は御網運立助ニも罷成不申付伊兵衛江も右次第細々申達候処伊兵衛申出候ハ、年々諸雜責旁差引仕候て百五拾兩丈之漁得も無御座候ニ付右魚数合力銀は差出儀相叶不申段申出尚亦内之浦網代之儀も百兩余は合力銀差出来候由右之合力にも不相□候ニ付百兩内外は覚兆(帳)差出候儀相当ニ而も無之や再伊兵衛江も申□候得共夫連も御請難仕候ニ付此上は御吟味次第被仰付被下候様申出趣承届申前文之形様ニ付而は御年限中合力銀為差出候義も相叶不申纔計為差出候而も何程之余勢ニも罷成不申付奉願通浦中の方敷入候様被仰付外は有御座間敷や何分御吟味次第被仰付被下度奉存候以上

御手許計

鰯網掛郷士年寄

宇都宮連正院

辰

二月十二日

御手許計

鰯網方

御役々衆

高山波見浦エ御手許計鰯網敷入ニ付浦方願之由ニ而御下渡相成浦中江支配被仰付取得候魚類油証方被仰付置処太粧(多少力)之儀ニ而追々網取繕方等ニ付而浦中諸失脚過分ニ相及支配人困窮者共ニ而御手網方仕出旁運兼候儀も難計候付同所松ヶ崎網代場へ御手網方助勢ニも可相成候間浦中江被仰付度願ニ付而は第一御手網方御取仕立之儀一統浦之潤助筋は勿論厚

御趣意を以て分召立儀と奉存候間運兼之次第ニ付而は実ニ願無拋無詔合ニ相見得申候然松ヶ崎網代場之儀之同所野町之伊兵衛并同所浦之佐兵衛相合所中江相談之上月分失脚を以網代取仕立網敷入取得之魚類冒粕等藍玉作肥用売上度趣

ニ而藍玉所江相付願出シ候□去ル已十二月三ヶ年願通被仰付忝年は佐兵衛ニも相合敷入候得共相雜^(マ)其後は伊兵衛忝人ニ而是迄鋪入野町人之儀ニは候得共浦中江初相役契談いたし網代場相開杓松等植付山仕建迄もいたし候処網代立浦方支配之地面故漁方之有無ニ不抱年々金拾九兩ツ、浦中江合力差出度趣ニ而年限次之節当座江相付願申出去年^マ戊戌年^マ五ヶ年其後又々去年^マ五ヶ年先仕向通ニ而年限次被仰付旨去々寅正月被仰渡置未御免年限内ニ而基ハ波見浦之儀は纔男女百四拾人余之用夫ニ而是迄統之^マ嶋等之船乗一筋ニ而致稼方金は見許置之難場之慈儀自分失脚ニ而過分之大金敷入網代開立是迄漁得も為有之筈ニは候得共他借等を以相補候趣も相聞得是迄何歟^{サマケ}妨相成候儀も無之都而浦中江合力金差出夫丈補相成居年限中及御取揚候程廉打見得不申候得共御手網ニ付而は厚御趣意事候間年双方無余儀詔合ニ御座候間何分御吟味次第被仰渡度奉存此段申上候以上

辰

折田八郎兵衛

二月

石原龍助

松元十兵衛

本文再吟味被仰渡承知仕候御手網計地引網御下渡シ儀は專浦々

御救助之

御趣意ニ付而は御徒目付吟味相当相見得候得共伊兵衛儀未御免年限中之事御座候間此筋は重出銀被仰付年限筈合之筋所役々願通被仰付候ハ、双方平等可仕や乍併何分御吟味次第奉存此段申上候以上

辰二月十一日

掛 御船奉行

本文ニ付初水役御証文を以被仰渡候御免年限中之事候付再吟味迄申上候通御座候得共厚御救助筋ニ付而は別段之事御座候間願通可被仰付や何分御吟味次第奉存此段申上候以上

辰二月十五日

掛リ 御船奉行

本文吟味被仰渡趣承知仕候高山野町之伊兵衛方自分失脚を以同所波

見村之内松崎江大敷網鋪入取得雜魚藍作肥用ニ振向願出趣有之御免被仰付候処本手薄ク去ル戌年藍玉方御在金之内八拾両五ヶ年府(賦)返上ニ而無別拝借被仰付置候処無滞皆納相遂又候去ル寅年金百両前件之仕向ヲ以拝借被仰付置候然所此節波見浦江大地引網御下渡相成候処右伊兵衛網代場江敷入方被仰付度所役々願出年限中ニは御座候得共願意無扨相見得申候間願通被仰付拝借金返上残并別定上納方浦中引受ニ付而は於藍玉方御差支之廉無御座候間願通御免被仰付方ニも可有御座や乍併何分御□(沙力)汰次第奉存此段申上候以上

辰 藍玉方掛リ

二月十七日 見聞役

高山波見浦江依願御下渡相成候大地引網之儀は去ル亥年方

御手を被為付上総辺之漁師能取馴広大漁職ニ付彼地又は金沢辺等江も為見聞追々被差越去夏右網之雛形等御取建之上御差下相成諸郷浦方ニも往々は地引網右取仕立様ニ相替漁方相増候様全浦方御救助御座候ニ付浦々願ニ存候者共可申出郷々掛役共江分而相達候処是迄兎式角と浦立候場所は夫丈ケ之漁得何方浦逆も故障筋申出然而は何歟押々の御趣意ニ而は渥々有御座間敷奉存候得共□右之通遠国迄も諸所江相掛多年厚

御配慮を以御手を被為付御入統も無御厭浦々往々難有可奉存儀と御憐愍之一筋を以御差下相成候を御趣意能通兼候儀も可有之や右様故障申募ニ付而は夫形召置御届も何様可仕私共当惑仕居候折柄波見浦之者共先般所役々相付願出趣有之得と内評仕候処同浦之儀は漁方不取馴者共のミ□々手広之網漁方勿論勞浦人共以後大金修甫(補)等之儀も追々可有之逆も運兼候□猶亦其段役々江相達候処波見浦今形召置候て弥増相勞御當時柄限ニ浦并(並)之御奉公も難調之願筋難□止訳柄其上前文御受之浦方も更ニ無之処方高山役々再三応願其段及御届同所江造立被

仰付越置網成□相成候ニ付追々迄勤実場見聞仕候処以来出来代銀年府(賦)上納且は網及破損等候節大金御造立乍其上も拝借銀之歎訴可申出は触前ニ御座候尤右様漁方は不取馴ニ付此渥□之方網師共拾人余は雇入混と不掛置候而取始抹(末)も行届兼往々大漁候て夫程之漁得格別成潤助差見得候得共当座之用并波見浦勞者共別而掛念ニ御座候処此節別紙申出趣細々承届同所野町人伊兵衛儀同浦江鮪網壹ヶ所依願先年来鋪入其後は同浦者共折角と届来候由御座候ニ付年限内は無致方重合力銀之内談追々為申入筋ニ候得共伊兵衛不聞済網代年限次等は依内訴同人は迄網敷入居候得共此節所掛役々者共方浦方は勿論一統潤筋相成と右網代場乍年限内并別之次第遂吟味候条々無扨相見得御船奉行済書是亦致熟談細々及吟味候処伊兵衛儀当分致出府居内訴申出趣委細承届候得共同人儀は是迄存分漁得之廉を以当分は諸商賦相応手広ニ取統罷在浦一統は極々相勞同人方合力銀も候得共人別ニ付は浦中^{フキナ}補可相成程之合力銀は不相見得現在之事情私共見聞仕候処所役々申出通相違無之向違之伊兵衛壹人ニ而浦方数人を荒メ候場合何歟御網聊為限儀ニ而も無之万人専ら

御救助之折柄網代御免年限内ニ而も同浦一統延立候趣法立ニ付而は直様相当之波見浦中江網代支配御免被仰付候而は何様可有御座や年限中格別御差支之廉御座候ハ、内之浦町之安兵衛儀壹人ニ而同所江鮪網壹ヶ所敷入内之浦町中江合力壹ヶ年分不漁に不抱年々金百拾両余差出候振合も御座候ニ付伊兵衛方も波見浦江年限中は金合力差出候様何様可有御座や漁得は内之浦之方格別相増候由御座候付相当之合力可然儀と奉存候左候て年限内波見浦之者共網船修甫迄は当座之用并可罷成候得共浦方御救助之場ニは無之何分所役々願通御免被仰付候て御網方ニも運立向後拝借銀且は返上等之□許申間敷波見浦人共一渥難有情(精)漁仕候ハ、同然

御趣意も行立候様可罷成儀と乍然何分御沙汰次第奉存候此段申上候以上

但伊兵衛儀藍玉(玉)所江相付去々寅年方拝借銀仕候処此節申出通□被仰付は拝借殘金元利共所役々引受之願出差出是以役目共

引受二付而は已後相違も有御座間敷別紙相添差上申候

掛 御徒目付筋

何^(マ)(河力) 野四郎兵衛

右同

御徒目付

何^(マ)(河力) 俣新六

安田喜三太

宇宿孫六郎

久保八郎

本文再吟味被仰渡承知仕候御免年限中重合力可然と御船奉行再吟味之趣無抛相見得候二付浦中納得之所を以伊兵衛江重合力致熟談何分可申出旨所役々江相達シ候処別紙之通申出趣承知申候伊兵衛儀重合力銀差出候儀不相調何様共御吟味次第被仰付度申出候二付而は年限中之儀(二説カ)は候得共兎角浦中延置候一廉之訳柄殊ニ御網ニも運立候様可罷成二付而は所役々願通波見浦一統江網代支配御免被仰付可然と奉存候乍然何分御沙汰次第奉存候此役申上候以上

二月

掛 御徒目付

張紙

本文願通被仰付候条如例可被申渡旨御差図ニ而候以上

辰

福崎助八

二月廿日

御船奉行

鰯網方掛

御徒目付

藍玉掛

見聞役

其許野町町伊兵衛被仰付置候松ヶ崎網代場之儀浦方江御手許計地引

網御下渡相成右二付浦中江被成下度願出趣有之未伊兵衛江被仰付置御免年限中之事候得共浦方御救助之御取訳を以願通被仰付候旨候共福崎助八取次御証文を以被仰渡折柄其許郷士年寄宇都宮連正院御当地江差越居候付御証文之趣細事申渡置候間左様可相心得候左二而伊兵衛江右之趣可申渡此段申渡候条承知印形を以返納有之候以上

辰

御船手印

二月廿一日

藤井綴喜^{スラ} 印

高山浦掛 辰二月廿六日拜見

郷士年取中

横目

浦役

口上覚

高山

一金四百四拾両貳部(分)

但両二付七貫貳百文

一錢八百參拾文

右地引網出来代

拾五ヶ年府(賦)ノ

当壹ヶ年金拾両

先拾四ヶ年金參拾壹両程ツ、

一金七拾両

五〇〇

右張網貳〇代

七ヶ年府(賦)ノ

壹ヶ年

金拾兩ツ、

右は爰許波見浦江大地引網并張網御下渡被仰付候二付御網代金返上方之儀は取得之魚類油并干粕を以右之通年府(賦)上納被仰被下度

奉願候左候て折角精漁為仕大漁之節は年府（賦）ニ不抱成尤干粕余計上納為仕可申候間当年之儀は初而之儀ニ而段々致混雜未治定致兼訳も有之候ニ付旁右之御取次を以地引網代当壹ヶ年は拾両上納仕先拾四ヶ年右之通上納仕候様被仰付候て別而難有奉存候私共引受無滞皆上納為仕可申候ニ付

子カイ

何卒奉願通御免被仰付被下度奉願候以上

辰 御手許計鯛網掛

二月廿一日 浦役

吉川五左衛門

右同浦役

永井空部（主計カ）

右同横目

児島次左衛門

御手許計鯛網掛

横目

守屋泰造

右同郷士年寄

宇都宮連正院

御手許計鯛網掛

御役々衆

本文申出趣承届申候年々返上之儀は旁浦之儀ニも御座候間都而願通被仰付置度奉存候
本文外ニ

一金八両と錢百文

漁船貳艘代

右船之儀は代金賦方取計本行魚数被究置御下渡相成候尤□船方御在合古船ニ御座候

一壹拾參兩貳朱と分六百拾八文

鉛百七拾八斤代

但壹斤ニ付五百參拾貳文ツ、

右鉛之儀は御趣法方被召下代金本行之通御座候

一金六兩三部（分）貳朱と分五百文

桐あば板千数（枚カ）代

但壹数（枚カ）ニ付四拾八文ツ、

右何（阿）ば枝は都而取戸^①御差下相成代金

本行之通御座候

右三行大地引網江相付居候品々代賦ニ而

上納元被究置筈御座候得共何分所役々申出通漁師は不取馴殊大地（以下空白）

右三行大地引網江相付居候品々代賦ニ而上納元被究置筈御座候得共何分所役々申出通漁師は不取馴殊大綱發起之事ニ而混雜罷在候付漁得増候節々私共廻勤之上□引上納為仕度奉存候間当座は被召延置候様左候て浦中難有奉存一渥精漁可仕儀と奉存此談申上候以上

二月 掛 御徒目附

本文都而御徒目附吟味之通被仰付候事

〔昭和三十七年二月廿八日 曇 長男邦紘九大文学部受験のため午後の準急開聞にて上福の日
高山麓五社馬場守屋泰造家文書により写了
印 原口虎雄 〱〕

史料3

「長帳

安政三年辰二月改

諸在方入附半繩勘定横折

鯛方掛支配人中」

宮下富山

下

一半繩百三拾三房 宮下之市太郎

一同八拾房 同処之次郎

一同五拾四房 同人

一上七拾房 富山村之伊右衛門

一下同九拾房 同人

一同六拾貳房 同処之彦太郎

ノ下四百拾九房ハ代分三貫四百八拾八文

壹房ニ付八文ツ、

ノ上七拾房代分七百廿八文

壹房ニ付十文ツ、

二口

ノ四貫貳百貳拾文

此所金貳分壹朱分

分百六拾八文

ノ本行

前田村

一下繩百三拾房 善四郎

一同七拾九房 同人

一同六拾房 同人

一同貳拾九房 同人

一同七拾房 同人

一同三拾四房 同人

一同八拾房 同人

一同貳拾四房 同人

一同拾四房 三右衛門

ノ下五百貳拾房

代分四貫三百三拾貳文

金ニノ貳分壹朱

分貳百八十文

ノ本行

新留村

一上繩拾房 次郎

一同拾房 同処之新五

一下繩貳拾九房 同処之新五

一同貳拾三房 同処之次郎

一同五拾三房 同人

一同上四拾五房 同人

一同下六拾房 同人

一同上貳拾房 同処之新助

一下拾七房 同人

【後田村】

一同拾七房 同人

一同上貳拾房 小牧廻吉左衛門

一同下三拾貳房 同人

一同下四拾房 同人

一同上四拾貳房 谷間鉄藏

一同下八房 同人

一同上四拾三房 同処之彦六

一同下七房 同人
 一同上三百三十房 下郷之次郎
 一同下三拾四房 同処之林蔵
 一同下貳拾三房 同人
 一同上貳拾貳房 同人
 一同上九拾七房 同処之市太郎
 一同下七房 同人
 同村本城寺限
 一上六拾五房 けさ市
 一同下四房 同人
 下三百五十四房代分貳貫九百四十八文
 壹房二付八文ツ、
 上五百四房
 壹房二付十文ツ、
 代分五貫貳百四拾八文
 二口下分八貫貳百文壹兩貳朱分百文
 野崎村
 和田之
 一上四拾房 権右衛門
 一同下六拾房 助右衛門
 一同下八拾房 同人
 一同下三拾六房 龜太郎
 一同下貳拾參房 和田之太郎
 一同上貳拾三房 同処之善太郎

代分貳百八拾四文
 下百九拾九房
 代分壹貫六百五拾六文
 上六拾參房
 代分六百五拾四文
 二口下貳貫三百拾四文
 金二下壹分壹朱分 分六拾六文
 波見村
 一上貳拾壹房 勘右衛門
 一下拾四房 同人
 一下拾貳房 同人
 一同下三拾五房 同人
 下六拾壹房 比分五百八文
 上貳拾壹房 代分貳百拾八文
 二口下七百廿六文
 金二下壹朱分貳百七拾四文
 後田村
 一下通六拾房 けさ一
 一同下拾房 けさ四郎
 一同下九房 同人
 一同下四拾房 三太郎

一同下百四拾房 同人

同村 嶽方限

一下四拾房 権太郎

一同百拾房 同人

メ下四百九拾房

代分三貫百八文

金ニメ壹分三朱分

分式百五拾六文

メ本行

金ニメ三兩三朱分

義(錢)式百六拾壹文

本行

惣合式拾三貫式百文

上通六百五拾八房

下通千九百六拾二房

三 解題

史料1「文政九年戊二月 高山串良洲崎堀切一件古帳抜書」は、同じく筆写冊子の末尾の記載によると昭和三二年四月廿五日に「高山町役場原本」を原口虎雄氏が筆写したとあるので、旧高山町役場所蔵の史料と思われる。史料に出てくる円徳院は第七代藩主島津重年である。洲崎堀切の跡は図3の漁業図で確認できる。

史料2の「高山波見浦網代場一件」は筆写冊子の末尾の記載によると昭和三十七年二月二十八日に高山麓五社馬場の守屋泰造家文書から原口氏が筆写したもので、同氏が仮題をつけている。本史料は年代が不明である。本文書には「辰

二月」に書かれた史料が多く入り、文政年間以降との記載、高山郷地頭横目守屋泰造、郷士年寄宇都宮連正院の名がみられる。文政年間以降の辰年は、文政三年(一八二〇)年、天保三年(一八三二)、弘化元年(一八四四)、安政三年(一八五六)、慶応四(一八六八)年である。秀村選三校註『守屋舎人日帳 第十一卷』(一九九一年、文献出版)に入る「守屋系図」(三五四頁)によると守屋泰造が弘化四(一八四七)年から安政五(一八五八)年まで地頭横目、「宇都宮系図」(三百六十三頁)によると宇都宮連正院(正直)が嘉永六(一八五三)年三月から文久二(一八六二)年まで郷士年寄助であったことがわかる。その期間の辰年は安政三(一八五六)年にあたるので、本稿では本史料を安政三年に書かれたものと推測しておきたい。史料に出てくる久保八郎は安政五年午4月「大地挽網方御入目料並得魚等諸志らへ全」(島津家文書)を編纂した「廻船 御徒目付 久保八郎」と思われる。

史料3には表紙と年代(安政三年)の記載があるものの、原本や筆写日時の情報は見あたらない。史料2と同じ年に書かれたことが推測されるので、守屋泰造家文書の可能性もある。筆写の途中であることも推測される。

先述のように、史料1(文政9年)の内容に関しては、「高山名勝誌(下)」の「雑事洲崎」の内容と類似する。『高山郷土誌』(一九六六年)には、「高山名勝誌」の原本は文政7年に藩庁記録所において名勝志(風土記)編集の際、「高山郷大川、神社仏閣、名所旧跡其他の糺方を命ぜられ下巻記載の係員伊東佳太郎氏九名に依り同年四月廿七日ヨリ糺方ニ取付同年七月廿三日成就其ノ結果一部ハ記録所へ差出シ一部ハ(原本)控ヘトシテ所役所(今の町役場力)に残し爾来きし」とある。史料1はこの「名勝志」または物産関係の史料を作成するために集められ在地の史料を編纂(寛文 元禄)したものではないかと推測されるが、今後さらに検討する必要がある。

史料2は、藍玉栽培の肥料を得るために野町の伊兵衛によって新規につくられた網をめぐり、高山郷の浦方、藩の御手網(鯛網掛)とのやり取りが記されている。史料2に出てくる「御手許 鯛網掛」は藩主直営の御手網を意味している。¹¹御手網に関しては「高山波見浦江依願御下渡相成候大地引網之儀は去ル亥年方御手を被為付上総辺之漁師能取馴広大漁職ニ付彼地又は金沢辺等江も」とあるように大地引網の開発のために関東の上総等まで見据えていたこと

がうかがわれる。鮪（マグロ）網を設置した記述もある。

伊兵衛については一九九七年の『高山郷土誌』（以下『郷土誌』と表記）の「波見村邊田松崎網場開拓」の節で紹介されている。¹²これによると、波見東風泊漁港に竹之下伊兵衛門が明治二十一年に建立した碑は、祖先にあたる竹之下伊兵衛武正が志布志湾に漁場を創設したことを顕彰したもので、甌島の漁師を高山郷に移住させ飯ヶ谷に住ませ操業させたところ。碑の全文も紹介されている。主な内容は以下のようになる。松崎網場は竹之下伊兵衛の開基であった。伊兵衛は高山郷の商家で内之浦に支店を置き、行き来する途中で眺めていた邊田灘のあたりに魚の網を張ることを思い立ち、（邊田灘見其湾曲以為宜張魚網處也）、弘化元年に藩の許しを得て網を立てたが、里人のなかには嘲笑する者も多かった（因有開業之志至弘化元年請之藩官而見許當是時里人日□數而嘲笑之者多）。伊兵衛は天草からの人を雇って漁業をおこない利益を得るに至った。しかし、藩が海岸三町余の所有地の網を没収するなど、やり取りがあったが、漁業の先覚者であった。¹³

碑文には天草人を雇って漁業を始めたところ、肥後天草（熊本県）との漁業をめぐる行き来を確認できる点でも興味深い。『郷土誌』本文にある甌島の漁師を飯ヶ谷村に移住させたとの記載は碑文から確認できないが、地域の伝承として存在するのであろう。飯ヶ谷村の地先に松ヶ崎網代は位置する（図2）。『郷土誌』六三九頁の東風泊港の写真には「叶大漁恵比須大明神」の碑の前に数十個の石が積まれている。この石は「エビスカツギ」（毎月10日に定置網の網子2名が海中の石を拾ってきてエビスサンとして供える習俗）と関係することが推測される。エビスカツギは高山の隣の内之浦で盛んにおこなわれていたが、同様の習俗のある甌島と内之浦との関わりを内之浦の方に教えていただいたことがある。飯ヶ谷村と甌島の関係がエビスカツギ習俗からもうかがわれるかもしれない。『郷土誌』には町内の乙子神社にある灯籠残欠に「高山布袋町竹之下伊兵衛 嘉永三年戊戌十月吉日」の銘があることを紹介している。伊兵衛の出自とあわせて史料の内容に関する分析は今後の課題としたい。

参考文献

- 1 鹿児島県・鹿児島県水産史、鹿児島県、一九六八年
- 2 坊津町郷土誌編纂委員会編『坊津町郷土誌 上巻下巻、坊津町、一九六九・一九七二』坊津の近世漁業はカツオ漁やマグロ網などが盛んにおこなわれていた。森吉兵衛家文書、「坊津拾遺史」（『坊津町郷土誌』に掲載）に詳しい。川崎浦堂（1936）『坊泊水産誌、川辺郡水産會、一九三六年
- 3 高山郷土誌編纂委員会編『高山郷土誌、高山町、一九六六
- 4 橋村修『漁場利用の社会史、人文書院、二〇〇九
- 5 ①橋村修『近世末期「旧薩藩沿海漁場図」の構図と記載事項（特集「漁場図」を読む）、歴史と民俗』神奈川大学日本常民文化研究所論集、三三、七五・一〇三、二〇一七。②橋村修『近世末期における薩摩藩の御手網と内之浦の定置網、東京学芸大学紀要、二人文社会科学系、七〇、一三一・一四三、二〇一九
- 6 前掲5 ②
- 7 秀村選三『幕末期薩摩藩の農業と社会、創文社、二〇〇三
- 8 前掲3、一〇四二・一〇四七頁
- 9 秀村選三校註『守屋舍人日帳 第十一巻、一九九一年、文献出版、三五四、三六四
- 10 前掲3、一〇六一頁
- 11 山の場合は内之浦郷の事例であるが「手許御仕立山」と出てくる。小大塚平男編『内之浦町史、内之浦町教育委員会、一九六六年、一一七頁、内之浦郷では天保財政改革に当たって「手許御仕立山」として藩による植林事業がおこなわれた。
- 12 高山郷土誌編さん委員会編『高山郷土誌、鹿児島県肝属郡高山町、一九九七年、六三八・六三九
- 13 前掲12の『郷土誌』で紹介されていた碑文の後半部分を掲載する。意味の通じない箇所や空欄は省略した。「決意断然不惑其説自擲資海底傭天草人而試漁業初年獲魚少許歷一年大獲爾來雖多寡不同年々頗倍其獲但恐後世有遂利而圖奪之者於是成久遠保全之計請藩庁以界海岸三町餘為己所有地藩名

日之永作地歳々入其租干官庫而永世不動者也且亦植松樟□慈以長地財今其樹木周囲四五尺或二三尺可俟日而為美材嗚呼可不○伊兵衛は享年八七歳で明治一〇年一二月二五日に死 其孫伊左衛門不墜其業且謂祖父多年為家張網 邊田海岸は乃ちこの祖父が先覺者也若其大和田飯ヶ谷海蔵則後日倣之而開其業然則 明治二十一年戊子秋八月 宇都宮正直記」。宇都宮正直は宇都宮連正院のことである。前掲9.